

【ABC 消費者情報 Vol. 202】

◎引っ越しに伴うトラブルに注意！

3月は引っ越しトラブルに関する相談が多く寄せられます。

○アドバイス

- ・賃貸住宅は、退去時に原状回復の費用がトラブルの原因になることがあります。契約前に特約事項等を含む契約の内容をよく確認し、貸主と一緒に物件の現状を確認しましょう。
  - ・入居前からあるキズや汚れなどは、写真を撮っておくとトラブル防止につながります。
  - ・引っ越しサービス利用時に「荷物が破損した」「紛失した」といったトラブルもみられません。荷物の破損・紛失等に関する事項について、契約の内容をよく確認しましょう。
  - ・貴重品や壊れやすいものなどは、あらかじめ事業者へ申告し、引っ越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう。
- ・困ったときは消費生活センターにご相談ください。

■鹿児島市消費生活センター

Tel:099-808-7500（相談専用）

■消費者ホットライン

Tel:188

■バックナンバーはこちら

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/shimin/shiminbunka/syouhi/kurashi/shohisekatsu/koho/abc/backnumber.html>

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター  
〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号  
電話 099-808-7512